

入札公告

川崎町公告 第15号

福岡県川崎町が発注する業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年9月25日

福岡県田川郡川崎町長 手嶋 秀昭

記

1 業務名

平成29年度 川崎町議会議場音響映像設備機器更新業務委託

2 業務場所

福岡県田川郡川崎町大字田原789-2

3 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

※仕様書に関しては、5 の(1)の部署で配布とする。

4 完了期限

平成 30年 1月 31日

5 契約及び業務に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札及び契約にすること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 防災管財課 防災管財係（役場庁舎二階）

TEL 0947-72-3000 内線 236・235

(2) 業務にすること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 議会事務局（役場庁舎三階）

TEL 0947-72-3000 内線 319・318

6 入札書比較価格

16,960,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

7 入札参加資格（入札参加資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5第1項の規定に基づき定める参加資格をいう。）

川崎町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則第1条及び第3条第1項第1号、第5号、第6号、第8号の規定を準用し、資格基準に該当する者をいう。

8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）

平成29年10月11日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

（1） 平成27年度以降において、川崎町一般競争入札参加資格審査申請書を川崎町長

に提出し、受理されていること。(ただし、川崎町一般競争入札参加資格申請書は隨時受付のため、入札参加願の受付終了まで受理可能とする。)

(2) 福岡県内に本店、支店若しくは営業所を有すること。

(3) 国、福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。

9 入札説明書の交付

(1) 期 間

平成29年9月25日(月)から平成29年10月30日(月)までの土、日、祝日を除く
毎日、午前8時30分から午後5時まで

*ただし、入札参加願の受付期間は、10の(1)とする。

(2) 場 所

5 の(1)の部署とする。

10 入札参加願の受付

(1) 受付期間

平成29年9月25日(月)から平成29年10月6日(金)までの土、日、祝日を除く
毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

5 の(1)の部署とする。

11 入札及び開札

(1) 日 時

平成29年10月31日(火) 午前10時

(2) 場 所

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
川崎町役場 二階 入札室

(3) 入札の方法

- ア 入札は、川崎町の定める入札書により作成し、入札の日時に入札場所において提出する。ただし、郵送は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- ウ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
- エ 入札参加者が3社以上でない場合は、入札は執行しないものとする。

(4) 開札の方法

開札は、入札後、直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとで行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

川崎町財務規則第142条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、川崎町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付が免除される。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格のない場合及び当該入札日が指名停止期間となる場合の入札。
- (2) 同一入札者による、二通以上の入札。
- (3) 金額の記載のない入札。
- (4) 金額の重複記載又は誤字脱字により、必要事項を確認できない入札。
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札。
- (6) 不正行為があったと認められる入札。
- (7) 入札者が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は入札条件に違反する入札。
- (9) 委託料内訳書の提出は入札条件とし、提出がない場合は入札の無効となる。
- (10) 入札書と委託料設計書表紙の業務価格、積算内訳金額が同額でない場合は入札の無効となる。

14 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。

15 契約について

落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。

16 その他

- (1) 現場及び入札説明会を行わない。
- (2) 詳細は入札説明書による。